

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	マンション敷地売却事業における分配金取得計画の認可
概 要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、複数の区分所有者が存在するマンションにおいてマンション敷地売却を円滑に進めるため、具体的なマンション敷地売却の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律において、マンション敷地売却事業に係る分配金取得計画の決定及び認可の手続を定めており、マンション敷地売却組合は、分配金取得計画を定めた場合には、市長の認可を受けなければならないとされています。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第141条第1項 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第64条
審査基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （認可の基準） 第百四十四条 都道府県知事等は、第百四十一条第一項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 一 申請手続又は分配金取得計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。 二 マンション敷地売却決議の内容に適合していること。 三 売却マンションの区分所有権又は敷地利用権について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。 四 その他基本方針に照らして適切なものであること。
標準処理期間	おおむね40日間
経由日数	なし
提出先	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
提出時期	マンション敷地売却事業の進捗に応じて随時
提出方法	認可申請書及び添付書類を都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
ホームページ	
備 考	